

国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員就業規則を次のとおり制定する。

国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員就業規則

平成21年7月27日  
21経教規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、科学技術振興調整費による「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に係る経費を雇用財源とする教育職員(以下「特任教員」という。)の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 この規則の適用を受ける職員の職名は、次の各号のとおりとする。

- 一 特任教員(チーフコーディネーター)
- 二 特任教員(コーディネーター)
- 三 特任教員(ラボコーディネーター)

(雇用期間)

第3条 特任教員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。

(雇用契約の更新)

第4条 特任教員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、平成26年3月31日を超えない範囲内において更新することができるものとする。

(雇用年齢)

第5条 特任教員の雇用は、満65歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。

(給与)

第6条 特任教員の給与は、必要な事項を別に定める。

(所定労働時間)

第7条 特任教員の労働時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分、1週間38時間45分とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表のとおりとする。

(退職手当)

第8条 特任教員の退職手当は、これを支給しない。

(その他)

第9条 特任教員に関し、本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学職員就業規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年7月27日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 この規則は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	午後0時00分から午後1時まで